世田谷区公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会 中間報告書(概要版)

. 世田谷区公契約適正化委員会「中間報告書」の概要

|1.公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について

(1)労働報酬下限額について

工事契約の労働報酬下限額は、平成 28 年3月における東京都の公共工事設計労務単価(以下「労務単価」)の 85%が妥当である。条例がつくられた状況から、労務単価と乖離すべきでない。

工事契約の労働報酬下限額は、企業努力を阻害し、世田谷区の事業を受注できなくなる事業者がでてくるおそれがないよう、労務単価の70%が適当な割合であり、85%は高すぎる。

委託等契約の労働報酬下限額は、世田谷区職員のうち高卒で就労した者の初任給を時間換算して、時給で 1,093 円とし、これを基礎に職務、職能を考慮するべきである。

委託等契約の労働報酬下限額を区職員の高卒初任給を基準にすべきという意見もあるが、区の財政規模等において下限額の設定によって発注不能になると、区民が困るので注意が必要である。

労働者の報酬だけでなく、事業者の適正な利益や区民の理解を併せて得る必要がある。公共事業 が適正に行使され、区民にとって必要なものがつくられていくことが重要である。

(2)適正な労働条件等の確保について

適正な労働条件の確保のため、事業者が各種法令を遵守し、元請事業者から下請事業者まで法 定福利費が適正に支払われる必要がある。適正な労働条件が確保されていないために、建設業 に若年者が入ってこず、労働者が高齢化するという現状を改善しなければならない。

労務単価の確保のみではなく、経費率も含めた入札価格全体の問題として考えなければならない。 事業者の適正な利益が確保されないと、地元業者が参入できなくなるおそれがある。また、下請事 業者の労務費や法定福利費の支払いを、元請事業者がコントロールするのは困難である。

|2.区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革について

(1)長期的な区内産業の発展・活性化について

区内の建設業や公的サービス業の社会的役割の重要性を認識し、防災・安全に寄与するように、 小規模事業者の経営改善や産業全体の活性化等が必要である。

区の歳出が地域経済社会を活性化させるように努め、区内の事業者が世田谷区の事業から離れて他自治体や民間の事業に流出することを防ぎ、公共事業の質を守る必要がある。

(2)公正かつ適正な入札の実施について

予定価格の積算において、適切な数量、施工条件の設定、最新の労務単価の採用等、業務の品質を確保できる金額を設定してもらいたい。

設計における建築と設備の整合性及び適正な工期を確保し、応札までの期間に余裕を持たせてもらいたい。また、設計変更等が必要な場合、適正に契約変更等で対応する必要がある。

JV(2者以上が連帯して特定の事業に参加する場合)案件は区内本店業者を入れることを要件としてもらいたい。

(3)社会経済状況等に適合した効果的な入札・契約制度の改善について

労働報酬下限額を設定する一方で、入札制度改革を行う必要がある。予定価格や最低制限価格の見直し、各種スライド条項の活用、発注ランク制や総合評価方式の評価点の見直し等によって入札制度そのものの改善を図るべきである。

入札の最低制限価格は、予定価格の90~95%程度に引き上げる必要がある。

入札の最低制限価格を引き上げると、落札率が上がり、入札制度の意義が薄れるのではないか。 また、入札不調に伴う随意契約の妥当性についても議論が必要である。

3. 附帯意見 公契約条例の運用について

(1)条例施行後における効果検証について

下請事業者も含めて、労働者の状況を実態調査等で把握する必要がある。また、条例の効果を点検・調査し、改善課題を見出す必要がある。

(2)公契約条例の効果的な運用について

制度が下請事業者や労働者にも伝わるよう、ポスター・チラシ等による周知や研修が必要である。 実効性の確保のため、労働条件確認帳票の充実や履行状況の確認手法の検討が必要である。 区が事業者の労働条件を末端までコントロールするのは事業者に厳しいのではないかと考える。 条例の推進にあたって、法的に罰則その他で改善していくよりも、様々な契約上の誘導策により段階的に改善していく姿勢が適切ではないかと考える。

条例の施行により、労働条件の改善に伴って区の発注価格が上がることは前提条件になっていると考えられるので、区の予定価格においてそれを考慮してもらいたい。

. 世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会「中間報告書」の概要

1.公契約対象事業における労働報酬下限額について

(1)委託事業について

委託事業の労働報酬下限額は、区職員行政職給料表(一)高等学校卒業者初任給を時間換算して算出した金額 1,093 円(1時間あたり)とする。

(2)建設・土木産業について

平成 28 年 3 月の東京都公共工事設計労務単価における各工種の 85%相当額(1時間あたり)とする。

見習および高齢労働者・就労者については70%以上とする移行措置をとれるものとする。

(3)法定福利費について

国土交通省および総務省通達を踏まえ、下請取引の各段階で労働者·就労者の法定福利費を適正に取扱う。

|2.公契約条例を適正かつ効果的に実施する前提条件の整備について

適正な設計・積算を踏まえ、最低制限価格制度、低入札価格調査制度、スライド条項等を適切に 設定・活用した上で、公正かつ適正な入札・契約を実施する。

公正な労働諸条件や適正な賃金水準の確保できる積算方式とし、法定福利・厚生費用の経費負担をすべての労働者に適用・実施でき、また事業者が適正利潤を確保できるよう改善する。

区内の公的サービスの担い手の事業、建設産業の社会的役割を発揮し、区民等における防災・減災等、災害対応能力の向上を目指し、サービス業や建設産業の活性化、発展を図る。

適切な設計·積算を前提に入札等において公正な競争を実施し、事業運営を安定させる制度に活用する。また、最低制限価格を予定価格の 90%以上とする。

公契約条例の効果的な実施体制を整える。

公契約条例実施効果の点検および調査を実施する。